

令和2年12月 和水町農業委員会 総会 会議録

1 開催日時 令和2年12月4日（金） 午後1時30分から午後2時20分

2 開催場所 和水町役場 本庁3階 大会議室

3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。（9名）

会 長	1 番	荒木 政士			
会長代理	2 番	甲斐 正晴	3 番	平山 正光	4 番 本山 圭司
委 員	5 番	有働 憲一	6 番	石原 由紀	8 番 金栗 孝義
	10 番	亀崎世志矢	11 番	上妻美津子	

4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。（2名）

7 番 内田 耕臣 9 番 池田 好博

5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（15名）

菊水中央区域	猪口 琢真	石原 武則		
菊水南区域	上田 憲一	前淵慎一郎		
菊水東区域	川原 京一			
菊水西区域	坂本 正則	福永 泰信		
緑区域	竹下 周三	上妻 芳樹	牛島 繁	
神尾区域	渡辺 秀敏	古閑原秀春	中畑 昇	
春富区域	三串 直人	柿原 学		

6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（2名）

庄山 慶司 渡辺 陽三

7 日 程

1 開 会

2 会議成立宣言

3 会長挨拶

4 議事録署名委員の指名

5 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条事業計画変更申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について

議案第6号 空き家に付属した農地の指定について

6 報 告

7 そ の 他

8 閉 会

8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（2名）

事務局長 松尾 修（兼庶務係長）

参 事 西川 佳孝

9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（0名）

事務局 松尾

1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元気な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。

「こんにちは。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、令和2年12月 和水町農業委員会総会を開会します。

——— 資料の確認 ———

事務局 松尾

2 会議成立宣言

本日は、11名中10名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

荒木会長、挨拶をお願いします。

会長 荒木

みなさん、改めまして「こんにちは。」

——— 会長挨拶 ———

それでは、挨拶とさせていただきます。

事務局 松尾

荒木会長、どうもありがとうございました。会長には、引き続き、議事の進行をお願いします。

議長 荒木

4 議事録署名人の指名

本日の議事録署名委員は、8番 金栗委員 と 10番 亀崎委員にお願いします。それでは、議事に入ります。

新型コロナウイルス感染防止のため、時間を短縮します。
議案第1号から議案第6号まで、まとめて審議します。

なお、各委員からの現地確認の報告も割愛しますので、ご了承ください。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

——— 事務局が、議案第1号から議案第6号 について説明 ———

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

申請番号 30 売買

申請番号 31 贈与

申請番号 33 売買

申請番号 34 売買

申請番号 35 売買

申請番号 36 売買

申請番号 37 贈与

申請番号 32 農業者年金にかかる使用貸借権再設定

申請番号 38 農業者年金にかかる使用貸借権再設定

時間を短縮するために、各位、総会資料をご覧ください。
これらの案件は、全て、審査基準に適合します。

事務局 西川

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」

時間を短縮するために、各位、総会資料をご覧ください。
申請添付書類については、別紙の「転用資料」で、確認をお願いします。

申請番号 5 農業用倉庫

申請人は、会社に勤務する傍ら農業を営んでいらっしゃいます。現在は知人の倉庫を借りて農作業をされています。今回、自宅近くの申請地を農業用倉庫として転用する計画です。

給排水はありません。雨水は、自然浸透及び申請地北側と西側の側溝へ放流する計画です。

万一被害等が生じた場合には、責任を持って対処されるということです。

許可基準については、各基準を満たしているものと考えます。

事務局 西川

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」

時間を短縮するために、各位、総会資料をご覧ください。

申請添付書類については、別紙の「転用資料」で確認をお願いします。

事務局 西川

議案第 3 号 申請番号 23 一般住宅

議案第 4 号 申請番号 2 一般住宅

議案第 3 号 申請番号 23 と議案第 4 号 申請番号 2 は関連がありますので一括で説明させていただきます。

令和 2 年 4 月に譲渡人が賃貸住宅として許可を受けましたが、重なる完成時期の延期により建築ができなくなり、譲受人が、一般住宅を建築するために変更申請するものです。譲受人は、山鹿市のアパートで生活をされていますが、今回、職場にも近く通勤にも便利な申請地に住宅用地として転用申請するものです。

給水は町上水道を引込み、生活雑排水・汚水は下水道に接続される計画です。雨水は集水桝で集水後、道路側溝へ放流されます。

申請番号 24 駐車場

譲受人は、隣地においてグループホームを営んでいらっしゃいますが、介護従事者や来客用の駐車場敷地が不足してきたため、本申請地を、10 台分の駐車場として転用されるものです。

給排水はありません。雨水は、自然浸透及び既存の申請地北側道路側溝へ放流されます。

申請番号 25 店舗（美容室）

譲受人は、美容師をしていらっしゃいますが、自分で経営する美容室を申請地に建築するため転用されるものです。

隣地の自宅より延長して給水し、生活雑排水は合併浄化層を設置し、浄水を申請地南側の排水路へ放流されます。

雨水は集水桝で集水後、同じく申請地南側の排水路へ放流されます。

万一被害等が生じた場合には、責任を持って対処されるということです。

申請番号 26 資材置場

譲受人は、申請地の近くで運送業を営んでいらっしゃる運送業者です。県道沿いで会社にも近い申請地を資材置場として転用されるものです。

給排水はありません。雨水は、自然浸透及び溜枘を設置し既存の申請地東側道路側溝へ放流されます。

許可基準については、全案件とも各基準を満たしているものと考えます。

議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」

時間を短縮するために、各位、総会資料をご覧ください。

以上の計画につきまして、各要件を満たしているものと考えます。

議案第6号 空き家に付属した農地の指定
指定の条件を、全て満たしています。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
議案第1号から議案第6号まで、何か質問等がありましたら、お願いします。

竹下推進委員

13ページの間管理権は、誰かに貸さないと農業者年金が止まるので、公社に貸し付けられるのだと思いますが、子供さんがいらっしゃっても、こうゆうことができるのですか。

事務局 松尾

この案件は、地元の中核的な農家の方に貸し付けられていたのですが、サラリーマンの子供さんへ貸し付けられると、農業者年金が減額されたり、支給停止になる可能性があります。それを回避するために、一度、農業公社へ貸し付けてから、息子さんへ貸されると、農業者年金の支給が停止しないという制度があります。解りにくいと思いますが、そういうことです。

竹下推進委員

はい、解りました。

議長 荒木

事務局でないと、私達、委員では分からないところがありますね。
他にありませんか。

上妻推進委員

公社からは、いくらか支払われるのですか。

事務局 松尾

今回の案件は、実質、親子間の使用貸借になりますので無料です。

上妻推進委員

はい、解りました。

議長 荒木

他にありませんか。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
議案第1号から議案第6号までについては、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第1号から議案第6号は、原案のとおり決定しました。
なお、議案第2号から議案第4号は、許可相当として、県知事に意見を送付します。

議長 荒木

これで、すべての議事は終了しました。
他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。
無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局 松尾

荒木会長には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。

6 報告

15ページを、ご覧ください。

7 その他（連絡事項）

19ページを、ご覧ください。

事務局から、事務連絡。

8 閉会

ご起立をお願いします。

これもちまして、令和2年12月 和水町農業委員会総会を、閉会します。

お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 _____

署名委員 8番 _____

署名委員 10番 _____

会議録調製者 松尾 修
本誌（表紙除く） 6頁